



「長野県社会的養育推進計画」を策定しました

長野県では、平成27年度に策定した「長野県家庭的養護推進計画」について、改正児童福祉法の理念や「新しい社会的養育ビジョン」で示されている考え方等を踏まえ、全面的に見直して新たに「長野県社会的養育推進計画」を策定しました。

1 策定の趣旨

平成28年の改正児童福祉法等の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、全ての子ども及びその家族を社会全体で支えていく取り組みを推進するための指針として定めたものです。今後はこの計画に基づき、社会的養育の推進に取り組んでまいります。

2 「長野県社会的養育推進計画」の概要

(1) 当事者である子どもの権利が守られる

社会的養育の当事者である子どもが、自らの意思を表明し、大人がそれらをきちんと酌み取った上で、子どもの最善の利益を考慮した適切な養育や支援が行われる社会を実現します。

【評価指標】一時保護所における平均保護日数 H30:24.7日 ⇒ R11:20日

(2) 地域や家庭で安心して暮らせる体制をつくる

地域のすべての子どもや子育て家庭が困難に直面したとき、必要な相談・支援が切れ目なく受けられる地域社会を構築し、子どもが住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせる体制を作ります。

【評価指標】ショートステイ等の在宅支援事業が利用可能 R01:46カ所 ⇒ R11:77カ所

(3) 家庭と同様の環境において養育される

実家庭での養育が困難な子どもについては、子どもの意向や最善の利益を考慮した上で施設での専門的なケアが必要な児童を除き、より家庭に近い環境である里親による養育を優先します。

【評価指標】里親等委託率 H30:16.1% ⇒ R11:44.1%

3 その他

「長野県社会的養育推進計画」は長野県公式ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kodomo-katei/syakaitekiyouuikusuishinkeikaku.html>

確かな暮らしが営まれる美しい信州
～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中



子ども虐待のない社会の
実現を目指すための
オレンジリボンマーク

県民文化部こども・家庭課

児童相談・養育支援室

(室長) 樋口 忠幸 (担当) 上条 洋 土屋 良介

電話: 026-232-0111 (代表) 内線 2362

FAX: 026-235-7390

E-mail jido-shien@pref.nagano.lg.jp